



家財保険

賃貸住宅入居者向け

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG損保

大切な家財と賠償責任の
パッケージ補償で、
新生活をサポートします。



リビングパートナー保険

2024.6版

2024年10月1日以降保険始期契約用

家具や電化製品・衣類などの大切な家財は、
火災や盗難などのリスクにさらされています。
リビングパートナー保険は、
皆さまの大切な財産である家財の
さまざまな事故による損害を補償します。
また、大家さんに対する損害賠償や日常生活での
他人に対する損害賠償責任を補償します。

リビングパートナー保険の商品構成

基本となる補償

(地震保険へのご加入をおすすめします。)

家財の補償



費用の補償



賠償責任の補償



地震保険

※原則自動セット



3つの特長

1

大切な家財を新価(再調達価額)基準にて補償します。

事故による、家具・電化製品・衣類などの損害を新価(再調達価額)基準にて補償します。

同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)の家財も補償しますのでルームシェアリングや結婚前の同居なども安心です。

2

大家さん・他人への賠償責任を補償します。 (示談交渉サービス付き)

偶然な事故でお住まいの賃貸住宅の部屋に損害を与えてしまい、大家さんに対して法律上の賠償責任が発生した場合(借家人賠償責任)や、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人のものを壊してしまって法律上の賠償責任が発生した場合(個人賠償責任)の損害賠償責任を補償します。

3

地震への備えは「地震保険」で!

火災保険では地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。

大切な家財の損害は地震保険をセットすることで補償されます。

リビングパートナー保険は地震保険が原則自動セットとなりますので安心です。

CONTENTS

はじめに	1	その他の特約・サービス	8
基本となる補償	3	重要事項説明書	9
家財の補償	3	ご契約内容確認のチェックポイント	16
費用の補償	5		
賠償責任の補償	6		
地震保険	7		

基本となる補償

家財の補償(損害保険金)

家財の損害を新価(再調達価額)基準にて補償します。

■保険金をお支払いする場合

① 火災、落雷、破裂・爆発

火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である家財について損害が発生した場合



② 風災・雹災・雪災

風災、雹災または雪災によって保険の対象である家財について損害(注1)(注2)が発生した場合



(注1)風、雨、雪、雹、砂塵などの吹込みによる損害は、住宅外部が風災・雹災・雪災によって破損し、その部分からの吹込みによる損害に限ります。

(注2)雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故による損害とみなします。

⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為

騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合



⑥ 盗難

盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合



⑨ 不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)

不測かつ突発的な事故(注)によって保険の対象である家財について損害が発生した場合(自己負担額3万円)



(注)①～⑧の事故は、損害保険金の支払いの有無にかかわらず含まれません。ただし、給排水設備自体に生じた事故は含みます。

⑩ 引越し中の家財の事故

保険の対象である家財を収容している住宅から転居先の住宅へ運送中の事故(日本国内)により損害が発生した場合(1事故100万円限度、⑨の事故は自己負担額3万円)



※水災、通貨・預貯金証書などの盗難事故は対象となりません。

※「法人等契約の被保険者に関する特約」をセットした場合は対象となります。



保険金をお支払いできない主な場合(家財の補償、費用の補償共通)

- ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 家財が保険証券記載の住宅の屋外にある間の盗難(敷地内に所在する宅配物に生じた事故、家財の補償⑩、ドアロック交換費用補償特約を除きます。)
- 家財の置き忘れや紛失による損害
- 保険の対象の欠陥による損害(借用戸室修理費用保険金の場合は「保険の対象」を「借用戸室」とします。)
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害(借用戸室修理費用保険金の場合は「保険の対象」を「借用戸室」とします。)
- ねずみ食い、虫食い等による損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損害または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震火災費用保険金を除きます。)

など



③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等

住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合



④ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ

給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合



⑦ 通貨等の盗難

保険証券記載の住宅内における次に掲げるもの(生活用のものに限ります。)のいずれかの盗難によって損害が生じた場合



- ・通貨・小切手・切手・印紙
(1事故1世帯ごとに20万円限度)
- ・預貯金証書
(1事故1世帯ごとに200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額を限度)
- ・乗車券等(1事故1世帯ごとに20万円限度)

⑧ 水災

水災によって保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

家財の補償⑨、⑩、費用の補償については、左記のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いできません。

- 不測かつ突然的な外因の事故に直接起因しない電気的、機械的な事故によって生じた損害
- 詐欺、横領によって生じた損害
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害
- 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等)ならびにこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させができるもの)およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた損害

基本となる補償

費用の補償(費用保険金など)

各種費用を幅広く補償します。



■保険金をお支払いする場合

借用戸室修理費用保険金

偶然な事故で借用戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合

たとえば、給排水管が凍結や目詰まりで損壊した場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。(解氷費用は除きます。)

※借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合を除きます。



お支払いする保険金

実際に支出した修理費用の額

[1事故につき保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度]

※保険証券記載の保険金額(支払限度額)が0の場合、補償対象外となります。

残存物取片づけ費用保険金

家財の補償の①～⑥、⑧、⑨の事故により損害保険金が支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合



お支払いする保険金

実際に支出した額

[損害保険金の10%に相当する額を限度]

損害防止費用保険金

損害保険金が支払われる場合で家財の補償の①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合
地震火災費用保険金の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用を除きます。



お支払いする保険金

実際に支出した額

自動セットされる特約

ドアロック交換費用補償特約

保険証券記載の住宅のドアのかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担した場合



お支払いする保険金

ドアロックの交換のために、実際に支出した費用
[1事故につき3万円限度]

事故時諸費用保険金

家財の補償の①～⑤、⑨の事故により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合



お支払いする保険金

損害保険金×10%

[1事故1世帯ごとに100万円限度]

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、保険の対象が損害を受け、家財を収容する住宅が半焼(注1)以上または家財が全焼(注2)となった場合



(注1)住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の焼失部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上となった場合をいいます。

(注2)家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。(家財には美術品等は含みません。)

お支払いする保険金

ご契約額×5%

[1事故1世帯ごとに300万円限度]

臨時賃借・宿泊費用補償特約

家財の補償の①～⑥、⑧、⑨の事故によって保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半損(注1)以上となった場合、またはその家財が全損(注2)となった場合



(注1)住宅の主要構造部の損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の損害を受けた部分の床面積がその住宅の延床面積の20%以上となった場合をいいます。

(注2)家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

お支払いする保険金

臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことによって生じる費用

[1か月につき10万円限度かつ1事故につき6か月限度]

保険金をお支払いできない主な場合はP3～4をご参考ください。

賠償責任の補償

大家さん・他人への賠償責任を補償します。



■保険金をお支払いする場合

大家さんに対する賠償責任 (借家人賠償保険)

示談交渉サービス付き



被保険者(注)の借用戸室が次の事故により損害を受け、被保険者(注)がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ①火災、破裂または爆発
- ②盗難
- ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水
(水があふれることをいいます。)による水濡れ
- ④上記①～③以外の不測かつ突発的な事故

お支払いする保険金

借用戸室の貸主に対する損害賠償金、訴訟費用など

[1事故につき保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度]

※保険証券記載の保険金額(支払限度額)が0の場合、補償対象外となります。

(注)賠償責任補償における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。

- ①本人(保険証券の賠償責任被保険者本人欄に記載された者)
- ②①の配偶者
- ③①または②の同居の親族
- ④①または②の別居の未婚の子
- ⑤①が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、
その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督
する者(①の親族に限ります。)。ただし、①に関する事故に限ります。

他人に対する賠償責任 (個人賠償保険)

示談交渉サービス付き



日本国内で被保険者(注)が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- 住宅(本人の居住の用に供される建物および保険証券記載の建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者(注)の日常生活に起因する偶然な事故

お支払いする保険金

被害者に対する損害賠償金、訴訟費用など

[1事故につき保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度]

※保険証券記載の保険金額(支払限度額)が0の場合、補償対象外となります。

- ⑥②～④に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族に限ります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- ⑦②～④以外の本人の同居人
(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)

示談交渉をサポートします。(賠償事故解決特約)

大家さんへの賠償事故や日常生活における他人への賠償事故が発生した場合、
示談交渉をサポートします。

※日本国内において生じた賠償事故に限ります。



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(賠償責任の補償)

- ご契約者、被保険者等の故意
- 被保険者の職務に直接起因する損害賠償責任
- もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(個人賠償保険のみ)
- 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任(借家人賠償保険のみ)
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害(借家人賠償保険のみ) など

※「借家人賠償保険」「個人賠償保険」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。
ご契約の前に、補償内容を十分ご検討ください。

基本となる補償

地震保険 ※原則自動セット

リビングパートナー保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。地震保険もあわせてご契約いただくことをおすすめします。



■ 保険金をお支払いする場合

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象である家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に、保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。



お支払いする保険金

損害の程度(注1)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%が限度)
一部損(注2)	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

※1回の「地震等」(注3)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2024年4月現在)

(ご参考)東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向か、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

(注1)損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準(注4)(注5)」に従います。「地震保険損害認定基準」については「地震保険のご契約のしおり」をご参照ください。

(注2)損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金をお支払いできません。

(注3)72時間以内に生じた2回以上の「地震等」は、これらを一括して1回の「地震等」とみなします。

(注4)国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注5)地震発生時点の基準が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には住宅の免震・耐震性能等に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用を受けるためには、所定の確認資料が必要です。詳しくはP18をご参照ください。

地震保険料控除制度

ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。

	所得税の取扱い	住民税の取扱い
控除額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象額	払込地震保険料の全額(注6)	払込地震保険料の半額(注6)

(注6)地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込みいただいた場合には、払い込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象額となります。

上記は2024年4月現在の税法上の取扱概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

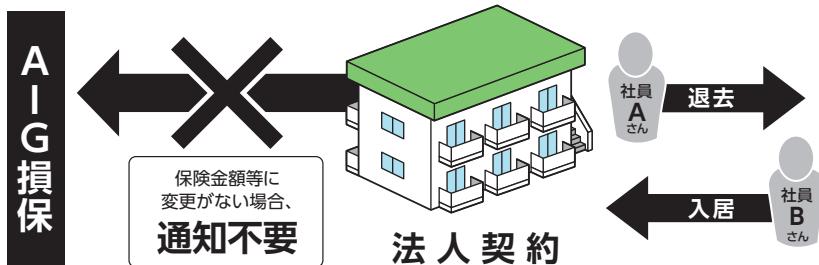
- ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害など

その他の特約・サービス

従業員の入れ替わりに伴う保険手続きを不要にできます。 (法人等契約の被保険者に関する特約)

ご契約者が法人または個人事業主で、ご契約者の借上社宅等に役員・使用人が居住する場合にセットすることができる特約です。居住する方が変更になっても、弊社への通知は不要ですので、保険手続きの手間がかかりません。

※特約をセットした場合、家財の補償の⑩「引越中の家財の事故」は補償されません。



安心の事故対応 ATM受取(現金受取サービス)

お客様がメールまたはSMSで通知される情報をセブン銀行ATM※に入力するだけで、キャッシュカードや預金通帳などでお手元にない場合にも、最短1時間程度で保険金の一部(最大10万円)を現金でお受取りいただけます。

※セブン銀行ATMは、セブン-イレブンをはじめ、駅、空港、その他の商業施設などに27,000台以上が設置されています。(2024年3月現在)

健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス

次のようなご相談等にご利用ください。なお、ご相談の内容・情報によっては、ご利用になれない時間帯、地域があります。

専用ダイヤル(通話料無料)の番号は、「ご契約のしおり・保険の約款」をご覧ください。



健康・医療・介護・育児電話相談	健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師などの専門相談員がお応えします。
メンタルヘルス電話相談	ストレスや不安をひきおこす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切なアドバイスをします。
福祉・介護事業者案内	介護が必要になったお客様に、ご希望に応じて訪問介護、訪問看護、訪問入浴、介護機器用品販売・レンタルなどを行う介護事業者をご案内します。
ベビーシッター派遣業者案内	就労、旅行、介護、通院・入院などの事情で、乳幼児のお世話が必要となった場合、ベビーシッター派遣業者をご案内します。
病院・老人福祉施設案内	病院・介護施設(ショートステイ・デイサービスなど)・有料老人ホームなどに関する各種情報をご提供します。
人間ドック施設案内	人間ドック実施施設の情報をご提供します。また、脳・心臓などの特殊ドックや婦人科系を受診できる施設についてもご案内します。

- 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

重要事項説明書

(注)保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、リビングパートナー保険に関する重要事項（【契約概要】【注意喚起情報】等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社ホームページに掲載の約款をご参照いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載されています。

「ご契約のしおり・保険の約款」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。（e約款の場合を除きます。）

※ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 「ご契約のしおり・保険の約款」にも「用語のご説明」（用語の定義）が記載されていますので、ご確認ください。

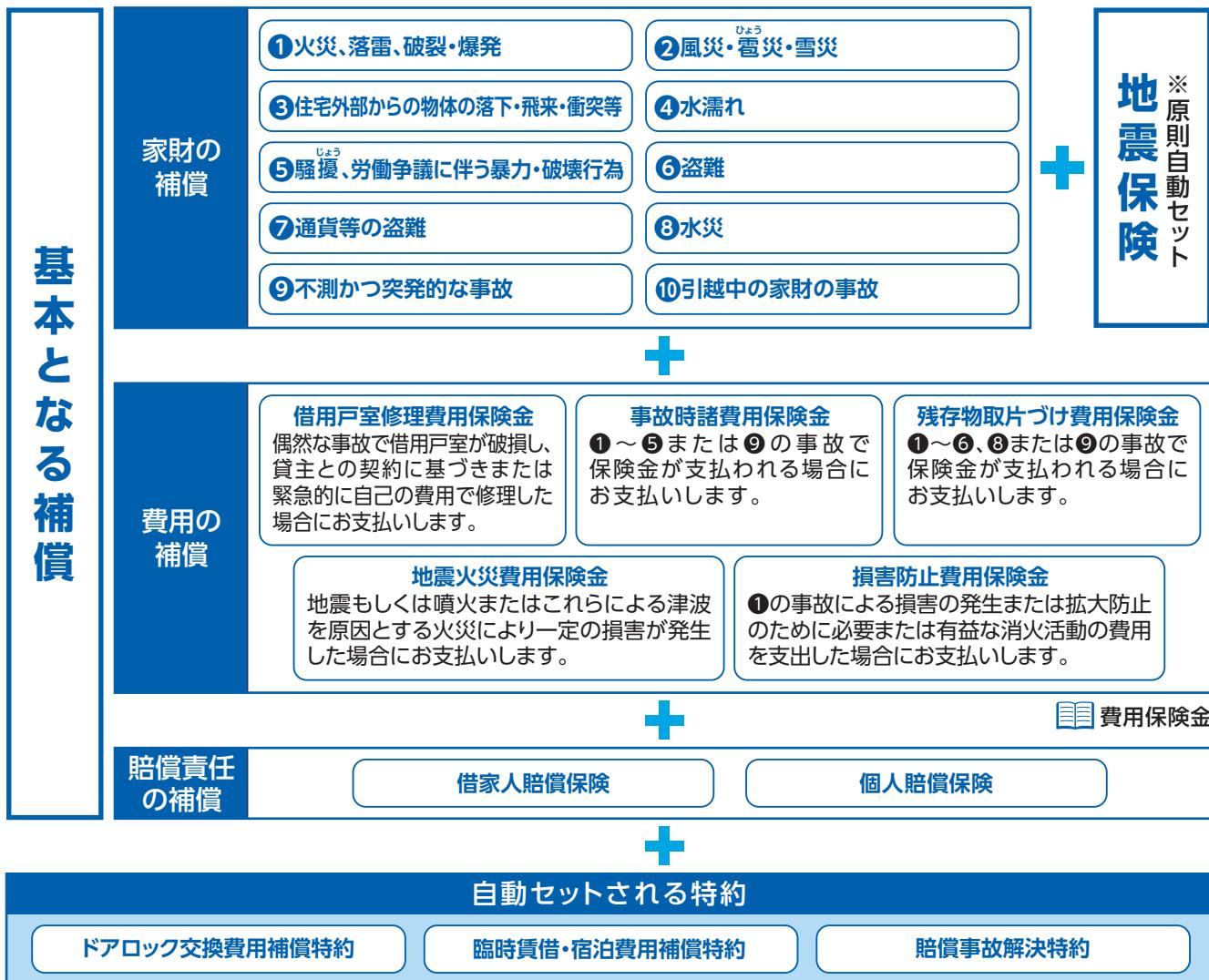
用語	ご説明
さ 再調達価額(新価)	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し 時価	損害が生じた地および時における保険の対象の価額で、再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、市場流通価格をいいます。
	保険証券記載の住宅(建物)をいいます。
す 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ 雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 なだれ
た 宅配物	保険証券記載の住宅およびその同一の敷地内の荷受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人または荷受人の同居の親族によって、その場所から移動されていないものをいいます。
と 同居の親族	同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ 美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。 とう
	保険の補償を受ける方をいい、家財の所有者などがこれにあたります。
ふ 風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ 保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め 免責金額	ご契約者または被保険者の自己負担となる金額をいいます。自己負担額と表記される場合があります。
ゆ 床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをおい、土間、たたきの類を除きます。
り 臨時賃借・宿泊費用	臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことで生じる費用をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み

契約概要

この商品は、家財専用の保険となります。基本となる補償(家財・費用・賠償責任)および自動セットされる特約は、次のとおりです。



(2)基本となる補償、保険の対象およびご契約金額(保険金額)の設定等

① 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償の保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

事故の種類	保険金をお支払いする場合(家財の補償)	保険金をお支払いできない主な場合(家財の補償)
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害が発生した場合	<①～⑩の事故に共通> ●ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
②風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって損害が発生した場合	●保険の対象が保険証券記載の住宅の屋外にある間の盗難(⑩の事故および敷地内に所在する宅配物に生じた事故を除きます。) ●保険の対象の置き忘れや紛失による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
③住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等	住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害が発生した場合	●保険の対象の欠陥による損害 ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱等の損害

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

事故の種類	保険金をお支払いする場合(家財の補償)	保険金をお支払いできない主な場合(家財の補償)
④水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によって損害が発生した場合	<①～⑩の事故に共通> ●ねずみ食い、虫食い等による損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害など
⑤騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為によって損害が発生した場合	【前記のほか、⑨および⑩の事故の場合】 ●不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的、機械的な事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害 ●コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害 ●移動体通信端末機器および携帯式電子機器(スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末、ノートパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー等)に生じた損害 ●ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型等に生じた損害など
⑥盗難	盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	
⑦通貨等の盗難	住宅内の生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難によって損害が発生した場合	
⑧水災	水災によって、再調達価額の30%以上の損害が発生または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が発生した場合	
⑨不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故 ^(注) によって損害が発生した場合 (注)①～⑧の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。	
⑩引越中の家財の事故	住宅内の家財を転居先へ運送中に日本国内で生じた①～⑨または⑩の事故によって損害が発生した場合	
保険金をお支払いする場合(借用戸室修理費用補償)		保険金をお支払いできない主な場合(借用戸室修理費用補償)
⑦および⑩以外の事故で借用戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で実際に修理した場合 ^(注) (注)賠償責任補償で保険金をお支払いする場合を除きます。		●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質等の損害など
保険金をお支払いする場合(賠償責任の補償^(注1))		保険金をお支払いできない主な場合(賠償責任の補償)
【借家人賠償保険】 借用戸室 ^(注2) が、火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備の事故による漏水等で損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 【個人賠償保険】 被保険者が日本国内で日常生活(住宅 ^(注3) 以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)や住宅 ^(注3) の所有、使用または管理において他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした場合や線路への立入等により電車等を運行不能にさせてしまったときに法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (注1)「賠償事故解決特約」が自動的にセットされます。 (注2)保険証券記載の建物(同一敷地内の動産および不動産を含みます。)または戸室をいいます。 (注3)本人の居住の用に供される建物(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)および保険証券記載の建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。		●借用戸室の改築、増築、修繕、取り壊し等の工事による損害賠償責任 (借家人賠償保険のみ) ●被保険者の職務に直接起因する損害賠償責任 ●借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による損害賠償責任 (借家人賠償保険のみ) など

② お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

 損害保険金、費用保険金、賠償責任補償

ご契約の補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

補償の種類	お支払いする保険金の額
家財の補償	損害保険金 = 損害の額(修理費) - 免責金額 *宅配物の場合で宅配事業者の補償制度等による補償があるときは、それらの額を控除します。 *通貨、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1世帯ごとに20万円、預貯金証書の盗難の場合は1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。 *美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、1個または1組ごとに30万円を損害の額とします。 *引越中の家財は、1回の事故につき100万円が限度となります。 *免責金額は0円(不測かつ突発的な事故に限り、3万円)となります。
借用戸室修理費用補償	修理費用保険金 = 修理費用の額
賠償責任の補償	支払保険金 = 法律上の損害賠償責任の額 *損害賠償金を支払ったことで代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

*上表の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。

*1回の事故につき保険金額(支払限度額)が限度となります。また、上表の保険金以外に特約や事故の種類によって保険金額(支払限度額)や免責金額が異なる場合があります。保険申込書をご確認ください。

 損害保険金、費用保険金、賠償責任補償

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

自動セットされる主な特約は次のとおりです。

特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

特約の名称	概 要
ドアロック交換費用 補償特約	住宅のドアのかぎが日本国内で盗難された場合に、被保険者が負担したドアロックの交換に必要な費用について、1回の事故につき3万円を限度にお支払いする特約です。
臨時賃借・宿泊費用 補償特約	家財の補償①～⑥または⑧もしくは⑨の事故で、家財が損害を受け、家財が全損または家財を収容する住宅が半損以上となったことによって生じる臨時賃借・宿泊費用を1か月10万円かつ6か月を限度にお支払いする特約です。

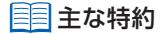
④ 保険の対象 契約概要

保険の対象は、住宅に収容されている「家財^{(注1)(注2)}」です。

(注1)共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含みます。

(注2)次のものは、保険の対象とすることはできません。

- ア.自動車(原動機付自転車を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの付属品
- イ.通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害は除きます。)
- ウ.有価証券、クレジットカード
- エ.稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿
- オ.動物、植物などの生物
- カ.データやプログラムなどの無体物 など



保険の対象

⑤ 補償の重複 注意喚起情報

次表の保険などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異やご契約金額(保険金額)をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注)1契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
a.	借家人賠償保険	傷害保険の借家人賠償責任補償特約
b.	個人賠償保険	自動車保険の日常生活賠償責任特約 傷害保険の個人賠償責任補償特約

⑥ ご契約金額(保険金額)の設定 契約概要

家財の保険金額は、再調達価額でご契約ください。再調達価額を超えて保険金額を設定されても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。再調達価額の算出は、所有されている家財の総額からお見積りください。なお、世帯主の年令と専有延床面積から簡易的に算出することもできます。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額(支払限度額)欄でご確認ください。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、原則1年から5年までの整数年で設定できます。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

保険期間	原則1年から5年までの整数年で設定できます。(1年未満の設定はできません。)
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時 ^(注) (注)保険申込書にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、住宅の所在地・構造に関係なくご契約金額(保険金額)・保険期間などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は次的方式の一時払のみとなります。他にクレジットカード払やコンビニ払などの払込手段もあります。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込手段があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

集金・振込方式	取扱代理店・扱者による集金、銀行・信金等への振込みによる払込み
---------	---------------------------------

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料の払込猶予期間等の取扱いはありませんので、ご契約時に保険料を払い込みください。保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。



契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、リビングパートナー保険(以下「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。(主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。)なお、地震保険を単独で契約することはできません。

地震保険のご契約を希望されない場合には、リビングパートナー保険申込書の「地震保険ご確認」欄にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」^{(注1)(注2)}にしたがいます。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全 損	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

※1回の地震等^(注3)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2024年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 12\text{兆円}$$

(注1)国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注2)地震発生時点の基準が適用されます。

(注3)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

▼ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

▼地震等の際ににおける保険の対象の紛失または盗難

▼地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

▼損害の程度が一部損に至らない損害 など

④ 保険期間 契約概要

主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

⑤ 引受条件(保険の対象、ご契約金額(保険金額)、保険料決定の仕組み等) 契約概要

●地震保険の対象は、住宅に収容されている「家財」です。

▼次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・自動車(原動機付自転車を除きます。)
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物などの美術品
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ・商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの

など

●地震保険の保険金額は、**主契約の保険金額の30%~50%の範囲で設定してください**。ただし、他の地震保険契約と合算して**1,000万円が限度額となります**。

●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造などにより異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引を適用できる場合があります。お客様が実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・ご契約金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①家財を収容する住宅(建物)の情報：所在地、建物の構造・用法等

②他の保険契約等に関する情報：家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報 など

告知義務

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

注意喚起情報

(2) クーリングオフ

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛^(注)に右図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・賃貸借契約等により債務の履行を担保とするために保険契約の付保を義務付けられているご契約
- ・「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

(注)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

- クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料をお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

3 契約締結後におけるご注意事項

注意喚起情報

(1) 通知義務等

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】保険申込書には☆を付けています。

- ①家財を収容する建物の構造、用法を変更した場合
- ②家財の収容場所を他の場所に移転した場合

- 通知事項に掲げる事実に変更が発生し、次のいずれかに該当する場合は、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除することができますので、ご注意ください。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解除した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財の所在地が日本国外となった場合
- ②居住用の住宅として使用されなくなった場合など、リビングパートナー保険でお引受けできない用途に変更された場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①家財の価額が著しく減少した場合
- ②ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ③家財を売却、譲渡する場合

★【住居移転時の自動補償】

リビングパートナー保険は、引越しで保険の対象である家財すべてを他の場所に移転する場合、移転日(住民票の転出日)の翌日から30日以内に書面で弊社にご通知いただき、弊社がこれを承認したときは、移転日から弊社が承認した日までの間、転入地を家財の所在地とみなして補償します。

通知義務

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

保険料の返還・追加の取扱い

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。
①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
②日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
③弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
④お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
⑤その他前記に付随する業務
また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。
①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
②再保険(再々保険以降の出再を含みます)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます)
③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
④その他法令に根拠がある場合
ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認め

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者は下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは

0120-016-693(通話料無料)

受付時間:平日・土・日・祝日

午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は

お客さまの声室

0120-246-145(通話料無料)

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者は下記までご連絡ください。

(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料) 受付時間:24時間365日

3. 保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談

一般社団法人日本損害保険協会

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444(通話料無料)

受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

4. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※電話リーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963(通話料有料)

受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号をご利用になれない場合があります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

ご契約内容確認のチェックポイント (リビングパートナー保険・地震保険)

リビングパートナー保険申込書またはご契約案内に記載された内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、この「ご契約内容確認のチェックポイント」「重要事項説明書」および「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック① 保険の対象(家財)を収容する建物の所在地、構造、用法および他の保険契約についてご確認ください。

ポイント1 「保険の対象の所在地」欄または「所在地」欄をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)住所と異なる場合は、「保険の対象の所在地」欄の記載をご確認ください。

ポイント2 「保険の対象を収容する建物の構造・用法」欄または「建物の構造・用法」欄をご確認ください。

(1)耐火構造区分等をご確認ください。

耐火構造区分等によって払い込みいただく地震保険の保険料が異なりますので、誤りがないかをご確認ください。

構造級別の判定方法

■構造級別は、家財を収容する建物の柱の種類で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

柱の種類・耐火性能区分	物件種別(建物種類)	構造	構造級別	
			リビングパートナー保険	地震保険
●コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、耐火被覆鉄骨造	住宅物件(共同住宅)	マンション構造 耐火構造・準耐火構造等	M構造	イ構造
	住宅物件(共同住宅以外)		T構造	
	一般物件		1級	
	住宅物件		T構造	
●鐵骨造 ●準耐火建築物 ^(注2) ●省令準耐火建物	一般物件	耐火構造・準耐火構造等	2級	ロ構造 ^(注3)
	住宅物件		H構造	
●上記以外(木造等)	一般物件	非耐火構造	3級	

(注1)「耐火構造建築物」「主要構造部^(注4)が耐火構造の建物」「主要構造部^(注4)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^(注5)に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(注3)保険始期日が2010年1月1日以降となる火災保険契約より実施する構造級別の判定方法の変更に伴い、一部の契約についてご継続後の地震保険料の大幅な上昇を抑えるための措置があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注4)建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいいます。

(注5)脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

【参考】住宅物件・一般物件

住宅物件	住居のみに使用される建物(専用住宅)やその収容家財が対象となります。
一般物件	店舗や、作業場など住居以外に使用される建物やその収容動産が対象となります。ただし、大規模な工場等を除きます。なお、これらの建物のうち住居部分のあるものを「併用住宅」といい、この「ご契約内容確認のチェックポイント」は一般物件のうち「併用住宅」を対象としています。

(2)「建物内の職作業」欄をご確認ください。

保険の対象となる家財を収容する建物内で行われる職作業によって、ご契約いただける保険商品が異なる場合がありますので、誤りがないかをご確認ください。

(3)「同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済契約を含む)」欄についてご確認ください。

保険の対象(家財)を同一とする他の保険契約または共済契約がある場合は、お申し出ください。

チェック② 保険の対象(家財)の所有者(被保険者)等についてご確認ください。

ポイント1 「被保険者氏名」欄等をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)と保険の対象(家財)の所有者(被保険者)が異なる場合は、「被保険者氏名」欄の記載をご確認ください。

ポイント2 「賠償責任被保険者本人氏名」欄等をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)と賠償責任補償の被保険者が異なる場合は、「賠償責任被保険者本人氏名」欄の記載をご確認ください。

チェック③ 保険料の払込方法についてご確認ください。

ポイント1 「払込方法」欄などをご確認ください。

保険料の払込方法がご希望のとおりとなっているかをご確認ください。

ポイント2 団体扱いでご契約いただく場合、「団体扱」欄をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)が所属する団体に誤りがないか、「団体名」欄をご確認ください。

チェック④ 保険の対象(家財)の評価方法、評価額についてご確認ください。

ポイント1 家財の「評価」についてご確認ください。
リビングパートナー保険では「再調達価額」で評価します。

再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
-------	--

ポイント2 家財の評価額をご確認ください。

家財の評価額は、所有している家財の総額から算出ください。また、弊社所定の家財簡易評価表にもとづき、世帯主の年令・専有延床面積に応じた標準的な家財の評価額を算出することも可能です。
※美術品等については、別途、市場流通価格で評価します。

■家財簡易評価表(再調達価額)

(単位:万円)

専有延床面積 世帯主年令	20m ² 未満	20m ² 以上 30m ² 未満	30m ² 以上 40m ² 未満	40m ² 以上 50m ² 未満	50m ² 以上 60m ² 未満	60m ² 以上 70m ² 未満	70m ² 以上 90m ² 未満	90m ² 以上 110m ² 未満	単身世帯
29才以下	300	370	430	500	570	640	650	670	300
30才～34才	400	490	570	660	750	850	860	880	
35才～39才	550	670	790	920	1,040	1,160	1,170	1,190	
40才～44才	670	810	960	1,100	1,250	1,400	1,410	1,430	
45才～49才	760	930	1,090	1,250	1,420	1,580	1,590	1,610	
50才以上	800	980	1,150	1,320	1,500	1,670	1,680	1,700	

※1個または1組の価額が30万円を超える美術品等については、上表の評価額に含まれておりません。

※1個または1組ごとの価額が30万円を超える美術品等については、1個または1組ごとに30万円とみなして保険金額に含めます。

※専有延床面積が110m²以上の場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

チェック⑤ 保険金額(支払限度額)、保険期間、補償や特約の内容についてご確認ください。

ポイント1 「保険金額(支払限度額)」欄または「ご契約金額／支払限度額」欄をご確認ください。

各保険の「保険金額(支払限度額)」をご確認ください。家財の保険金額は、評価額を参考に再調達価額で設定いただきます。再調達価額を超えた保険金額でご契約された場合でも、お支払いする保険金は再調達価額が限度になりますのでご注意ください。

ポイント2 「保険期間」欄または「ご契約期間」欄で保険期間の開始日、保険期間の終了日および保険期間の年数をご確認ください。

保険期間は、原則1年から5年までの整数年で設定できます。ただし、ご契約内容によってご契約いただける保険期間の年数に制限があります。

ポイント3 「補償内容」およびセットされる特約の内容についてご確認ください。

火災、落雷、破裂・爆発による損害に対して保険金をお支払いするほか、風災・雹災・雪災による損害、水災による損害や盗難による損害などに対して保険金をお支払いします。補償の内容(保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合など)やセットされる特約の内容が、お客様のご希望に沿ったものであることを、「重要事項説明書」「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック⑥ 地震保険のご加入の有無やご加入される場合の契約内容についてご確認ください。

ポイント1 地震保険のご加入についてご確認ください。

リビングパートナー保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大した損害を含みます。)・損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途、「地震保険」にご加入いただく必要があります。つきましては、あらためて地震保険のご加入についてご確認ください。なお、地震保険にご加入されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または捺印されていることをご確認ください。

ポイント2 家財の地震保険の「保険金額(支払限度額)」欄または「ご契約金額／支払限度額」欄をご確認ください。

ご契約いただく地震保険(家財)は、地震保険の「保険金額(支払限度額)」欄の保険金額の記載の有無で確認できます。

ポイント3 地震保険に適用できる割引をご確認ください。

ご契約に適用される地震保険の割引については、「地震保険割引」欄等の記載内容をご確認ください。

地震保険には、保険の対象である家財を収容する建物の条件によって、次の割引制度がありますので、適用可能な割引制度をご確認ください。なお、割引の適用の際には、適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。

割引	割引率	適用条件	確認資料
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	<ul style="list-style-type: none"> ●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)または建物引渡証明書(写) (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。) <p>(注1)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 (注2)建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。</p>
耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^(注3)^(注4)^(注5) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注6)および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)^(注4) ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^(注5) <p>(注1)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)</p> <p>(注2)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。</p> <p>(注3)例えば以下の書類が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)または「長期使用構造等である旨の確認書」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) </p> <p>(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 </p> <p>(注5)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 </p> <p>(注6)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p>
免震建築物割引	50%	品確法に基づく免震建築物である場合	<ul style="list-style-type: none"> ●品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) <p>(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 </p> <p>(注5)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 </p> <p>(注6)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p>
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) ●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(2006年(平成18年)国土交通省告示第185号^(注))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) <p>(注)2013年(平成25年)国土交通省告示第1061号を含みます。</p>

※複数の割引を重複して適用することはできません。

※すでにいずれかの割引の適用を受けている場合は、保険の対象である家財を収容する建物に割引が適用されていることが確認できる保険証券等を確認資料とすることができます。

チェック⑦ 保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容についてご確認ください。

重要事項説明書をご確認ください。

ポイント

保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容について、重要事項説明書で必ずご確認ください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは